

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第56号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成28年熊本地震により被害を受けた納税義務者に対する国民健康保険税の減免）

5 第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成28年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される市町村に住所を有していた納税義務者が平成28年熊本地震の被害を受けたことにより次の各号のいずれかに該当する場合は、当該納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した平成28年4月14日から平成29年3月31日までの期間に係るものに相当する国民健康保険税を全額減免する。

- (1) その居住する住宅が全半壊し、全半焼し、又はこれらに準ずる状態となった場合
- (2) その属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- (3) 生計維持者の行方が不明である場合
- (4) 生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- (5) 生計維持者が失職し、現在収入がない場合

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市国民健康保険税条例施行規則の規定は、平成28年4月14日から適用する。